

議案第 5 2 号

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成 1 3 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項第 2 号中「第 1 8 条第 2 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

別表第 3 第 2 項を次のように改める。

2 種別

前項の消防水利は、消防水利の基準（昭和 3 9 年消防庁告示第 7 号）第 3 条に規定する基準を満たす防火水槽又は消火栓とすること。

別表第 4 第 6 項第 1 号中「高さが 1 0 メートルを超え、又は」を削り、「3」を「4」に改め、「進入路」の次に「(以下この号において「空地等」という。)」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該建築物の周辺の道路状況等により空地等を確保することが困難であり、かつ、消防施設を整備することにより有効な消防活動を

行うことができると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3第2項の規定は、この条例の施行の日以後に市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例第6条第1項の規定による相談（以下「相談」という。）があった同条例第5条第1項に規定する条例適用事業（以下「条例適用事業」という。）について適用し、同日前に相談があった条例適用事業については、なお従前の例による。

理 由

国の「消防水利の基準」の改正を踏まえ、事業者が事業区域内において消防水利を整備する際の整備基準を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。